

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ_180314】①閣議決定「健康増進法の一部を改正する法律案」②加熱式タバコシンポ、希望者多数で残席少なくなりました。1601-2568

日付: 2018年3月15日 18:16

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体を含む2564名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ

産業医科大学 健康開発科学研究所 大和より (知人への紹介歓迎。異動などで不要になった方は「不要」とお返事下さい)

①閣議決定「健康増進法の一部を改正する法律案」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

ついに閣議決定まで進みました。

改正健康増進法により、

・学校・病院・官公庁は敷地内禁煙(屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる)

すでに、学校と病院の敷地内禁煙化は進んでいますから、一番大きな影響を受けるのは官公庁です。

我々の121自治体の調査結果もほぼまとまりましたので、次のメルマガで配信します。毎年、御協力ありがとうございます。

建物内に喫煙室が残っている自治体もかなり減りましたが残っています。

それらの自治体では2020年3月31日までに喫煙室を廃止せねばなりません。

昨年3月の自民党案から大きく前進した無いようだと思います。

さらに大きな前進は、屋外の喫煙コーナーについても規制対象となったことです。

喫煙コーナーの風下25メートルで受動喫煙が発生しますので、多くの自治体が敷地内禁煙となるはずですが、

・上記以外の多数の者が利用する施設—一般企業になりますが、原則禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)です。

喫煙専用室は私のホームページを引用して受動喫煙が防止できない、という点を強調すれば建物内禁煙に持って行けるといいます。

・問題であった飲食店も、当面の経過措置(除外扱い)となる100平米以下は5.5割、

飲食店は閉店・開店のサイクルが早いので、5年間で3割が入れ替わる見込み、

新規店は禁煙でスタートせねばならないですし、

喫煙できる既存店は入口に「喫煙可」と掲示が必要になるので、非喫煙者から敬遠されて、自然淘汰されるでしょう。

「喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならない」

「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする」

ことも盛り込まれており、学生や若者のアルバイトが集めるために全面禁煙化、そうでなければ人手不足倒産となるでしょう。

いずれにしろ、いきなり諸外国のような全面禁煙となる法律には届きませんが、大きな前進です。

ただし、ラグビーのW杯、東京五輪には全面禁煙は間に合いません。

そこで「W杯の1週間前から終了までは期間限定で飲食店は全面禁煙」というキャンペーンを起こそうと思っています。

期間限定的措置であれば受け入れられるのではないのでしょうか。

外国からのお客様に対する「おもてなし」に必要です、と。

2019年のW杯で予行演習をやって、禁煙でもお客は来る、むしろその方が多い、と分かれば、

2020年までに禁煙店を加速度的に増えることが期待できます。

多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。

都道府県知事(保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
上記以外の多数の者が利用する施設、 客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 でのみ喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の 5000万円以下 ※3) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等と喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

<考え方>

○ 既存の飲食店(※)のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の整理に資する。飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる

<範囲>

○ **既存特定飲食提供施設(中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの)**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計(※1)。

○ なお、飲食店のうち、新たに开店した店舗は、

る営業が行われる施設

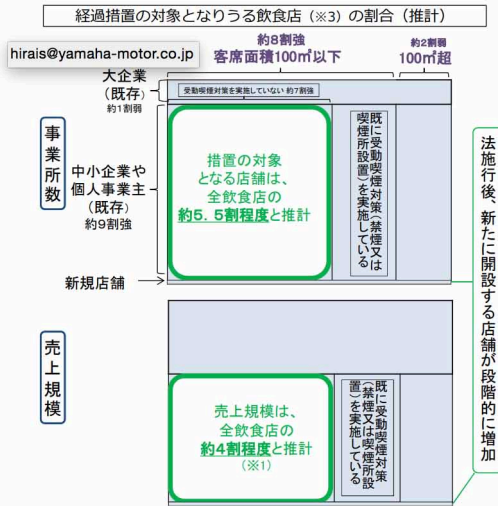
その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、「**経営規模**」については、「**売上げ**」ではなく、「**資本金**」及び「**面積**」で判断する。

資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「**資本金5,000万円以下**」を要件とする。
※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

また、「**資本金5,000万円以下**」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「**客席面積100㎡以下**」を要件とする。

また、「**既存の飲食店**」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「**既存の飲食店**」に該当するかどうかは、**①事業の継続性**、**②経営主体の同一性**、**③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する**。

2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。



※1 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書（東京都）・平成27年度健康資源・環境整備状況調査（愛媛県）・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査（山形県）等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定を以て推計。
 ※2 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。
 ※3 経済センサス基礎調査における飲食店（食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等）

②日本医学会連合主催、加熱式タバコシンポジウム
先日お知らせしましたが、すでに244名から参加申し込みがありました。
会場は330席しかありませんので、希望される方はお早めに。

日本医学会連合のホームページ
<http://www.jmsf.or.jp/>
トップに、「加熱式タバコと健康」としてシンポジウムの案内が掲載されています。
<http://www.jmsf.or.jp/files/info20180209.pdf>
2018（平成30）年3月25日13～16時30分 東京大学赤門の隣、伊藤謝恩ホールです。
使用実態・科学的評価の現状と今後の課題について、この分野の第一人者が大集合、ぜひご来場下さい。

参加は無料ですが、以下から参加登録が必要です。
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScgXOH5od5sV39yGBYmUG9smkEo0wZOxBDW-58pcBumsQb6eA/viewform>

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、
直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、
ホームページ：<http://www.tobacco-control.jp/>

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、
直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、
ホームページ：<http://www.tobacco-control.jp/>

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、
直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、
ホームページ：<http://www.tobacco-control.jp/>

